

令和3年8月18日

## 緊急事態宣言への対応について

茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県での緊急事態宣言発令と、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、沖縄県での期限延長に伴い、感染症の拡大防止と従業員の安全確保に向けて、次の取組みを実施します。

### 1. 在宅勤務の実施と感染防止策の更なる徹底

#### (1) 在宅勤務の実施

「出社勤務するグループ」と「在宅勤務するグループ」を、一定期間ごとに交代させるローテーション勤務制を実施します。実施期間は当面、9月12日(日)までとします。また、出社勤務時においては、業務上やむを得ない場合を除いて20時までに退社します。

#### (2) 緊急事態宣言下の都県を跨ぐ移動を伴う業務打合せ・出張の原則自粛

WEB 会議システムの利用を原則とさせていただきます。

#### (3) 従来から取り組んでいる感染防止策の更なる徹底

- ① 時差出勤
- ② 飲食を伴う懇親会、会食の自粛
- ③ 従業員の健康観察の強化(出社前の検温実施等)

### 2. 事業所内の衛生管理の徹底

「3つの密(密閉・密集・密接)」の回避、手洗い、うがい、咳エチケット等の感染対策を徹底します。

関係各位には、引き続きご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。